

V 生活環境班

1 食品衛生業務

- (1) 概要
- (2) 営業施設及び監視状況
- (3) 食品の収去検査状況
- (4) 管内食中毒発生状況

2 生活衛生関係業務

- (1) 概要
- (2) 市町村別環境衛生関係営業施設
- (3) 墓地・納骨堂及び火葬場の設置状況
- (4) 専用水道関係
- (5) 特定建築物関係

3 医事業務

- (1) 業務内容
- (2) 医療施設の状況
- (3) 病院・診療所の年次推移
- (4) 病院一覧
- (5) 医療監視
- (6) 医療従事者の免許申請等件数
- (7) 施術所数

4 薬事業務

- (1) 業務内容
- (2) 薬局及び医薬品販売業施設数
- (3) 薬局及び医薬品販売業の年次推移
- (4) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数
- (5) 薬局及び医薬品販売業に係る監視指導状況
- (6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者
- (7) 毒物劇物営業施設の年次推移
- (8) 毒物劇物に係る監視指導状況
- (9) 薬物乱用防止啓発事業
- (10) 献血事業

5 ハブ、ハブクラゲ等 危険生物対策業務

- (1) 業務内容
- (2) ハブ咬症発生状況
- (3) ハブクラゲ等海洋危険生物刺咬症

6 環境整備業務

- (1) 概要
- (2) 浄化槽
- (3) 廃棄物

7 環境保全業務

- (1) 概要
- (2) 公共用水域の水質調査結果
- (3) 海水浴場の水質状況
- (4) 特定事業場の立入調査実施状況
- (5) 届出対象施設の届出状況
- (6) 赤土等流出防止条例について
- (7) フロン対策
- (8) 石綿（アスベスト）対策

1 食品衛生業務

(1) 概要

食品の安全性を確保し、食品に起因する事故を防止するため、食品衛生法に基づき食品関係施設の許認可及び監視を行い、衛生的な食品営業施設の確保と食品の衛生的な取扱いについて注意喚起を行っている。また、定期的に食品衛生講習会を実施し、衛生管理等について普及啓発を行っている。

近年では、消費者の食品に対する安全性への関心が高まり、食品に関する問い合わせや苦情は増加する傾向にある。そのような中で、保健所の取り組みとして、夏期及び年末の食品一斉取り締まりや表示取締り月間などで監視を強化している。

また、令和2年度の新規許可申請数は530件であった。

ア 営業施設数と監視状況

許可施設数5,832施設に対して監視指導回数は794回

許可を要しない（営業報告）施設数3,750施設に対して監視回数は59回

イ 衛生教育

定期の衛生教育（食品営業許可申請時、新規・継続） 349名

食品衛生責任者養成講習会 7回 249名

その他の衛生教育（給食施設、祭り等） 4回 106人

ウ 食中毒の発生状況

2件

エ 食品の収去検査

総収去検体数 15検体

食品衛生協会北部支部

食品に関する営業に対して自主的に衛生指導を行う団体。

（社）沖縄県食品衛生協会 北部支部として、保健所との連携を保ちつつ、食品衛生指導員による巡回指導をはじめとする各種事業を行っている。

(2) 営業施設及び監視状況

表1 業態別食品衛生関係営業許可施設数及び監視件数

令和2年度末現在

業種	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	簡易自動車営業	合計	継続	新規	廃業	調査・監視指導施設数	
飲食店	一般食堂・レストラン等	796	64	29	22	134	273	59	12	16	0	1,405	88	138	101	256
	仕出し屋・弁当屋	53	8	2	2	6	13	3	0	1	0	88	9	11	5	32
	旅館	13	8	0	3	23	30	10	7	12	0	106	8	11	8	14
	その他	787	67	13	5	104	163	59	14	10	580	1,802	81	153	134	163
菓子(パンを含む)製造業	191	25	20	18	51	79	28	12	3	99	526	28	41	25	63	
乳処理業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳製品製造業	1	0	1	1	1	2	0	0	0	0	6	0	1	0	1	
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
魚介類販売業	124	31	17	11	20	46	25	14	13	7	308	23	33	13	56	
魚介類せり売り営業	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	4	1	0	0	1	
魚肉練り製品製造業	4	0	0	0	0	3	2	1	0	0	10	1	0	0	0	
食品の冷凍又は冷蔵業	3	1	2	0	2	2	0	1	1	0	12	0	0	0	0	
かん詰又はびん詰食品製造業	5	0	1	2	0	1	2	1	0	0	12	2	0	0	2	
喫茶店営業	113	8	2	2	19	23	5	1	0	291	464	17	23	37	20	
あん類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類製造業	45	3	4	2	7	15	2	1	1	13	93	4	3	5	5	
乳類販売業	122	22	14	10	16	27	13	7	9	3	243	10	25	14	34	
食肉処理業	14	1	1	0	2	2	0	0	0	0	20	2	0	0	3	
食肉販売業	134	33	16	14	27	46	22	9	11	14	326	19	40	11	54	
食肉製品製造業	5	0	0	2	2	0	0	0	0	0	9	1	0	0	2	
乳酸菌飲料製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
食用油脂製造業	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
みそ製造業	4	2	1	1	3	4	2	0	2	0	19	3	0	1	3	
醤油製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
ソース類製造業	9	1	1	3	6	5	2	1	0	0	28	2	2	1	6	
酒類製造業	8	0	1	0	1	2	1	1	1	0	15	1	0	0	3	
豆腐製造業	7	4	0	0	2	3	2	0	0	0	18	3	0	1	1	
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
めん類製造業	4	0	1	0	1	7	0	2	1	0	16	0	2	1	4	
そうざい類製造業	98	11	11	9	36	45	13	5	6	0	234	20	45	8	63	
添加物製造業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	20	2	9	4	7	8	0	0	0	0	50	4	2	0	7	
氷雪製造業	4	1	0	0	1	1	0	2	0	0	9	1	0	0	1	
氷雪販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
合計	2,568	294	147	112	473	802	250	92	87	1,007	5,832	328	530	367	794	

表2 許可を要しない施設数(要営業報告提出)

令和2年度末現在

給食施設	学校	47	そうざい販売業	420
	病院・診療所	46	菓子(パンを含む。)販売業	389
	事業所	65	食品販売業(上記以外。)	1631
	その他	208	添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業	1
乳さく取業	1	添加物の販売業	0	
食品製造業	442	氷雪採取業	0	
野菜果物販売業	500	器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	0	
計			3750	

(3) 食品の収去検査状況

表3 収去検査検体数

令和2年度

	収去した もの (実数)	試験した場所			試験の内容					未試験 検体数
		中部保健 所	衛生環 境 研 究 所	中央食 肉 衛 生 検 査 所	微 生 物 学 的 検 査	理 化 学 的 検 査			そ の 他	
						残 留 農 薬	用 残 留 薬 品 物 質	そ の 他		
魚 介 類	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	6	0	0	6	0	0	6	0	0	0
乳 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	7	0	7	0	0	5	0	2	0	0
菓 子 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷 雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰 ・ びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 食 品	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
添 加 物 及 び そ の 製 剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器 具 及 び 容 器 包 装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お も ち ゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	0	9	6	0	5	6	4	0	0

(4) 管内食中毒発生状況

表4 管内食中毒発生状況

平成28～令和2年度

年度	月 日	摂食者数	患者数	死者数	原因施設	原因食品	病因物質
平成28	5月23日	379	217	0	飲食店	ニガナの白和え	<i>Esherichia albertii</i>
28	7月27日	2	2	0	飲食店	鶏料理	<i>Campylobacter jejuni</i>
28	8月17日	88	18	0	飲食店	オードブル	黄色ブドウ球菌
28	10月4日～5日	8	5	0	簡易宿所	当該施設での食事	ノロウイルスGⅡ
28	12月12日	4	4	0	飲食店	当該施設での食事	<i>Salmonella Typhimurium</i>
29	7月3日	3	3	0	製造所	魚の素揚げ	シガトキシン
29	9月22日～23日	7	5	0	製造所	弁当	サルモネラ属菌
29	2月21日～23日	171	68	0	飲食店	バイキング	ウェルシュ菌
31	4月15日	2	1	0	自宅	シメサバ	アニサキス
31	5月11日	15	10	0	飲食店	当該施設での食事	ロタウイルス
令和2	6月15日	9	5	0	自宅	バラフェダイ	シガトキシン
2	8月18日	4	2	0	自宅	イッテンフェダイ	シガトキシン

2 生活衛生関係業務

(1) 概要

ア 理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場等

これらの営業に当たっては保健所長の許認可が必要であり、令和2年度末現在、各々の営業施設件数（表1）は、理容所147件、美容所320件、クリーニング所67件、旅館業1,945件、公衆浴場19件、興行場2件である。旅館業では、平成30年6月15日に旅館業法改正法が施行され、旅館業（ホテル・旅館）の新規申請が増加した。

また、住宅宿泊事業法に係る届出件数は43件であった。住宅宿泊事業法は、急速に増加する民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及をはかるものとして新たに制定された法律で、平成30年6月15日に施行された。

イ 墓地

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請等の事務は、本県が平成19年3月に策定した「市町村への権限委譲推進指針」に基づき、平成21年度以降、順次各市町村に権限が移譲され、平成28年度の今帰仁村への移譲をもって管内全ての市町村にその事務が移譲された。

ウ 簡易専用水道

水道法では、水道事業体から供給された水を貯留する貯水槽の内、有効容量が10m³を超えるものを簡易専用水道と定め、設置者へ年1回以上の施設の外観及び水質の検査、清掃等の衛生管理を義務づけており、令和2年度末現在、簡易専用水道設置届出数（表3）は、109件である。なお、10m³に満たない小規模貯水槽においても簡易専用水道に準じた維持管理が求められている。その他専用水道の手続きも行っている。

名護市、伊江村、伊平屋村、伊是名村については平成22年度以降、本部町については平成31年度以降、簡易専用水道の事務が権限委譲されている。

エ 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において、多数の者が使用又は利用する建築物で法に定める用途・延べ面積等に該当するものは特定建築物の届出が必要となり、建物の衛生的な管理基準が定められている。

平成31年度末現在、特定建築物届出数（表4）は48件、特定建築物の環境衛生管理に係る営業所の登録数（表5）は15件である。

オ その他

営業用の遊泳プール施設に対しては水質検査の実施を指導し、検査結果の報告を求めている。

(2) 市町村別環境衛生関係営業施設

表 1

令和2年度末現在

	営業施設数 2年度末	営業施設数 31年度末	前年比較 増△減	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	
理容所	147	140	7	88	8	4	1	12	23	7	1	3	
美容所	320	306	14	200	16	5	3	35	41	13	3	4	
公衆浴場	普通浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊浴場	第1号	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		第2号	6	7	△1	3	1	0	1	1	0	0	0
		第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	12	12	0	6	2	0	0	3	0	0	1
	小計	19	20	△1	9	3	0	0	1	5	0	1	
旅等	ホテル・旅館 (収容人員)	509 (23,685)	410 (23,147)	99 (538)	151 (10,787)	23 (1,298)	10 (467)	11 (245)	94 (1,926)	186 (8,039)	12 (359)	12 (253)	10 (311)
	簡易宿所 (収容人員)	1,435 (11,598)	1,439 (11,805)	△4 (△207)	193 (1,777)	63 (657)	61 (419)	103 (678)	321 (2,333)	284 (2,891)	256 (1,654)	54 (375)	100 (816)
	下宿 (収容人員)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計 (収容人員)	1,945 (35,285)	1,840 (34,859)	105 (426)	344 (12,564)	86 (1,955)	71 (886)	114 (923)	415 (4,259)	471 (10,932)	268 (2,013)	66 (628)	110 (1,127)
住宅宿泊事業 届出住宅	43	87	4	19	2	2	1	5	6	1	7	0	
興行場	常設	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	臨時及び 仮設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
クリーニング所	クリーニング所	17	17	0	10	0	0	0	3	3	1	0	
	取次所	50	49	3	42	1	0	0	3	3	0	1	
	小計	67	66	0	52	1	0	0	3	6	3	1	
特定建築物	48	46	2	34	1	1	0	2	10	0	0	0	
火葬場	8	7	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	
合計	2,647	2,514	133	771	118	84	120	475	587	293	79	120	

(3) 墓地・納骨堂及び火葬場の設置状況

表2 各市町村ごとの墓地等の許可状況

令和2年度

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村
墓地	8	8	1	0	10	11	2	0	0
納骨堂(累計)	5	0	0	0	0	1	1	0	0
火葬場(累計)	1	1	1	0	1	1	1	1	1

(4) 専用水道関係

簡易専用水道は、登録検査機関による年に一度の法定検査の結果で不備がみられた場合は、保健所から指導を行う。指摘事項で多いのは、末端における残留塩素不足・残留塩素測定結果等記録簿の不備・老朽化による配管の錆などである。

また、管内においては湧水・井戸水・字営水道などの自己水源も見られ、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく指導を行っている。

ア 簡易専用水道について

水道法では、有効容量が10m³を越える貯水槽（水タンク）を「簡易専用水道」と呼び、定期検査、清掃などの衛生管理を義務づけている（主にマンション、事業所等に設置されているもの）。

イ 簡易専用水道の設置に伴う義務

届出義務	簡易専用水道を新たに設置する場合は、所在地を管轄する保健所長に届出を行わなければならない。また、設置されている施設で届出を行っていないもの及び既存施設を変更しようとする場合についても同様である。
検査義務	1年以内に1回は水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けなければならない。
清掃義務	1年以内に1回は清掃をしなければならない。
給水停止義務	設置者は供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水の使用が人体に害を及ぼす恐れがある旨を関係者（使用者）に周知させる措置を講じなければならない。

表3 簡易専用水道設置届出数 令和2年度末現在

	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	計
届出数	45	9	10	45	109

*名護市・本部町・伊江村・伊平屋村・伊是名村については、権限移譲済み。

*水道普及状況、上水道・簡易水道の状況については「沖縄県の水道概要」(沖縄県衛生薬務課HP掲載)

(5) 特定建築物関係

ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、興行場、百貨店、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数が使用又は利用し、かつその維持管理について環境衛生上特に配慮が必要な建築物を「特定建築物」と呼び、維持管理、定期検査等について基準が設けられている。

特定建築物の所有者は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から1ヶ月以内に厚生労働省令の定めるところにより当該建築物の所在住所、用途、延べ床面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を県に届出なければならない。

管内における届出施設数及び立入検査回数は表4のとおり。

表4

令和2年度末現在

	届出施設数	立延べ検査数 (※1)	処分件数		
			改善命令 (※2)	使用停止限	
特定建築物	興行場	0	0	0	0
	百貨店	0	0	0	0
	店舗	9	0	0	0
	事務所	12	0	0	0
	学校	0	0	0	0
	旅館	25	0	0	0
	その他	2	0	0	0
	計	48	0	0	0

※1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条の規定による報告、調査等。

※2 同法第12条の規定による改善命令等。

イ 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権限を有する者は、政令で定める建築物環境衛生基準に従い、当該特定建築物の維持管理を行わなければならない。

表5 建築物環境衛生に係る登録営業所

(建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2)

令和2年度末現在

	営業所所在市町村									登録営業所数 (年度末現在)
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊是名村	伊平屋村	
建築物清掃業	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
飲料水貯水槽清掃業	3	1	0	0	0	2	0	0	1	7
建築物ねずみこん虫防除業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
建築物総合管理業	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
計	8	1	0	0	0	5	0	0	1	15

3 医 事 業 務

(1) 業務内容

- ・医療法関連法令に基づく病院・診療所等の監視指導
- ・医療従事者の届出、免許申請または書換交付申請等の受理及び進達
- ・医療施設や施術所等の開設届出または変更に伴う書類の受理

(2) 医療施設の状況

表 1

令和2年度末現在

項目	市町村名	名	国	大	東	今	本	伊	伊	伊	計	
		護	頭	宜	村	帰	部	江	平	是		
		市	村	味		仁	町	村	屋	名		
				村		村			村	村		
病 院	国 立	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
	県 立	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	法 人	4	0	0	0	1	2	0	0	0	7	
	個 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
診 療 所	県 立	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	65
	市町村立	3	2	1	1	0	0	1	0	0	8	
	共 済	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	法 人	28	1	2	0	1	2	1	0	1	36	
	個 人	14	0	0	0	1	1	0	0	0	16	
歯 科 診 療 所	市町村立	0	1	1	1	0	0	1	1	1	6	38
	法 人	6	0	0	0	1	2	0	0	0	9	
	個 人	18	1	0	0	2	2	0	0	0	23	
計		78	5	4	2	6	9	3	2	3	112	112

※ 病院とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。

診療所とは、患者を入院させるための施設を有しないものまたは患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

(3) 病院・診療所の年次推移

表 2

	平成28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度
病 院	10	10	10	9	9
診 療 所	69	68	66	66	65
歯科診療所	42	41	40	40	38
計	121	119	116	115	112

(4) 病院一覧

表 3

令和 2 年度末現在

N o	名 称	所 在 地	開 設 者	診 療 科 目	病 床 数
1	国立療養所 沖縄愛楽園	名護市字済井出1192 (0980) 52-8331	厚生労働大臣	内科、外科、整形外科、眼科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、精神科、歯科	419
2	沖縄県立北部病院	名護市大中 2丁目12番3号 (0980) 52-2719	沖縄県知事	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科、形成外科	327
3	社会福祉法人五和会 名護療育医療 センター	名護市字宇茂佐1765 (0980) 52-0957	社会福祉法人 五和会	内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科	80
4	もとぶ記念病院	本部町字石川972 (0980) 51-7007	医療法人 博寿会	精神科、老年精神科、内科	170
5	医療法人タピック 宮里病院	名護市字宇茂佐1763 番地 2 (0980) 53-7771	医療法人 タピック	内科、精神科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、皮膚科、整形外科	239
6	北山病院	今帰仁村字今泊307 (0980) 56-2339	医療法人 光風会	内科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科	60
7	もとぶ野毛病院	本部町字大浜880番 地 1 (0980) 47-3001	医療法人 野毛会	内科、脳神経外科、外科、小児科、リハビリテーション科、放射線科、整形外科	150

8	公益社団法人北部地区医師会 北部地区医師会病院	名護市宇佐茂佐1712番地の3 (0980)54-1111	公益社団法人北部地区医師会	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、皮膚科、病理診断科、消化器外科、リウマチ科、心療内科、精神科、心臓血管外科、循環器内科、救急科	236
9	医療法人琉心会 勝山病院	名護市宇屋部468番地1 (0980)53-7777	医療法人琉心会	内科、リハビリテーション科、整形外科、リウマチ科	154

(5) 医療監視

表4

令和2年度

施設数	違反件数合計	違反内容				
		医療従事者数	管理	業務委託	帳票記録	その他
9	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、令和2年度の医療監視については中止とした。

(6) 医療従事者の免許申請等件数

表5

令和2年度

職種	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	歯科技工士	視能訓練士	合計
件数	1	2	11	11	3	94	4	1	6	0	10	9	0	0	152

(7) 施術所数

表6

令和2年度末現在

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
あん摩・はり・きゅう※	21	3	2	0	1	4	1	0	1	33
柔道整復師	15	0	1	0	0	2	0	0	0	18

※「出張のみの業務の届出」を行っている者を除く。

4 薬 事 業 務

(1) 業務内容

- ・ 薬局、医薬品・医療機器販売業の監視指導
- ・ 薬局、医薬品・医療機器販売業の開設の許可・届出または変更に伴う書類の受理
- ・ 毒物劇物営業者の監視指導
- ・ 毒物劇物営業者の登録または変更に伴う書類の受理
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬取扱者の免許申請等の受理及び進達
- ・ 薬物乱用防止啓発事業
- ・ 献血思想普及啓発事業

(2) 薬局及び医薬品販売業施設数

表 1

令和2年度末現在

市町村名 項目	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	そ の 他	計
薬 局	31	2	1	0	2	3	1	0	0	0	40
既存配置販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業	4	3	0	0	0	0	0	3	0	0	10
店舗販売業	10	0	0	0	0	4	1	0	0	0	15
卸売販売業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
配置販売業（新法）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	47	6	1	0	2	7	2	3	0	1	69

※項目の説明

（店舗販売業、卸売販売業及び配置販売業〔新法〕は、平成21年6月1日に施行された改正薬事法に基づく新しい許可業態である。）

- ・ 薬局とは、薬剤師が販売または授与の目的で調剤を行う場所をいう。
- ・ 既存配置販売業とは、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した品目を家庭等に配置することにより販売または授与することができる販売業である。
- ・ 特例販売業とは、都道府県知事が指定した品目の医薬品を販売することができる販売業である。
- ・ 店舗販売業とは、店舗において一般用医薬品を販売または授与することができる販売業である。
- ・ 卸売販売業とは、専ら薬局開設者、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、医療機関の開設者等によりのみ医薬品を販売または授与することができる医薬品の販売業である。
- ・ 配置販売業（新法対応）とは、一般用医薬品のうち、経年変化が起こりにくい等厚生労働大臣が定める基準に適合するものを家庭等に配置することにより販売または授与することができる医薬品の販売業である。

※「薬事法」という法律名が、法律制定後初めて改称され、平成26年11月より「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となった。

(3) 薬局及び医薬品販売業の年次推移

表 2

	平成28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度
薬 局	42	41	41	40	40
既存配置販売業	0	0	0	0	0
特例販売業	20	20	20	20	10
店舗販売業	15	13	13	14	15
卸売販売業	3	3	3	3	3
配置販売業（新法）	1	1	1	1	1
計	81	78	78	78	69

(4) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数

表 3

令和2年度末現在

市町村名		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
医療機器販売業・貸与業	高度管理医療機器	22	0	1	0	0	4	1	0	0	28
	管理医療機器	157	7	5	0	12	28	6	2	3	220
	合計	179	7	6	0	12	32	7	2	3	248

(5) 薬局及び医薬品販売業に係る監視指導状況

表 4

令和2年度

許可届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数					告発件数	
			無許可・無届	無許可品	不正表示品	違反広告	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示薬の取扱	制限品目販売	構造設備の不備	その他	許可取消・業務停止	構造設備改善命令	検査命令	廃業	その他		
69	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者

表 5

令和 2 年度末現在

項目	市町村名									
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
一般販売業	17	1	0	0	1	1	2	0	0	22
農業用品目販売業	6	1	1	1	3	1	1	1	1	16
特定品目販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属熱処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	23	2	1	1	4	2	3	1	1	38

(7) 毒物劇物営業施設の年次推移

表 6

	平成28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2 年度
一般販売業	24	23	22	22	22
農業用品目販売業	16	16	17	17	16
金属熱処理業	1	0	0	0	0
計	41	39	39	39	38

(8) 毒物劇物に係る監視指導状況

表 7

令和 2 年度

	登録施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数			その他	告発件数	
				無登録	混同保管	施設設備	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者無届変更	不良品	その他	登録取消等	構造設備改善命令	始末書等	その他			
件数	38	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 薬物乱用防止啓発事業

麻薬・覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等による薬物乱用を防止するため、沖縄県薬物乱用防止協会北部支部において、薬物乱用防止指導員35名が、毎年、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等により啓発活動を実施している。

(10) 献血事業

医療に必要な血液を献血により確保する体制を確立等し、また広く県民の間に献血思想の普及を図るため、沖縄県赤十字血液センターと協力し啓発活動等を実施している。

5 ハブ、ハブクラゲ等危険生物対策業務

(1) 業務内容

ア ハブについて

- ・ハブの活動が活発になる頃に、ポスターやリーフレット等を掲示・配布することにより地域住民へ注意を呼びかけ、咬症被害の防止に努める。咬症患者はハブ咬症注意報及びハブ咬症防止運動月間期間中に多くなる。
- ・ハブ咬症注意報（5月1日～6月30日）
広く県民に対しハブ咬症に対する注意を喚起し、ハブ咬症の未然防止を目的としている。
- ・ハブ咬症防止運動月間（9月1日～11月30日）
広く県民に対するハブ咬症についての注意を喚起するとともに、ハブが生息しやすい場所の環境整備を推進することによりハブによる被害を未然に防止することを目的としている。
- ・本来、中国大陸や台湾に生息するタイワンハブが本島中北部に持ち込まれ、それらが逃げ出して定着している。平成23年名護市で2名、今帰仁村で1名、平成24年名護市で1名、平成25年名護市で1名、本部町で1名、平成26年今帰仁村で1名、平成27年名護市1名、今帰仁村2名、平成29年名護市1名、平成30年名護市2名、今帰仁村1名、平成31年名護市1名、令和2年名護市で4名、本部町で1名（計20名）〈表3〉が被害にあっている。

イ ハブクラゲ等海洋危険生物について

- ・ハブクラゲ等海洋危険生物に関しては、被害を未然に防止するため、ポスター・パンフレットを掲示・配布することによる応急措置等の普及啓発及びビーチの安全対策の監視・指導等を行っている。
- ・ハブクラゲ発生注意報（6月1日～9月30日）
広く県民に対し、ハブクラゲ刺症についての注意を喚起し、ハブクラゲによる被害を未然に防止することを目的としている。
- ・令和2年のハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害〈表4〉の報告は20件であった。

(2) ハブ咬症発生状況

表1 最近10年間（平成23年～令和2年）の市町村別ハブ咬症発生状況

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	計
名護市	4	4	2	4	6	1	7	5	2	5	40
国頭村	3	6	4	0	0	1	4	1	1	2	22
大宜味村	1	0	0	0	1	1	2	0	1	1	7
東村	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
今帰仁村	1	1	2	2	4	2	2	3	0	1	18
本部町	2	0	0	0	1	2	1	0	2	0	8
伊江村	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	5
伊平屋村	1	2	1	0	0	2	1	1	0	0	8
計	14	16	10	6	12	9	17	12	7	9	112

表2 最近10年間（平成23年～令和2年）の市町村別ヒメハブ咬症発生状況

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	計
名護市	0	2	1	2	0	2	0	0	1	2	10
国頭村	0	3	0	1	0	0	0	1	2	1	8
大宜味村	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	5
東村	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	6
今帰仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
本部町	1	2	0	1	1	1	2	0	0	1	9
伊江村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	9	4	7	1	4	2	2	5	5	40

表3 最近10年間（平成23年～令和2年）の市町村別タイワンハブ咬症発生状況

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	計
名護市	2	1	1	0	1	0	1	2	1	4	13
今帰仁村	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	5
本部町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
計	3	1	2	1	3	0	1	3	1	5	20

(3) ハブクラゲ等海洋危険生物刺咬症

表4 ハブクラゲ等海洋危険生物刺咬症

	平成28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度
ハブクラゲ刺症被害者数	24	9	16	10	4
ハブクラゲ以外の被害数	23	24	33	37	16
計	47	33	49	47	20

6 環境整備業務

(1) 概要

ア 浄化槽

当所では、浄化槽法に基づく設置届出等の審査・手続き、浄化槽保守点検業者の登録関係審査・手続きのほか、法定検査等で維持管理の不備が確認された浄化槽の管理者に対する改善指導を行っている。

また、浄化槽の維持管理等に係る正しい知識の普及啓発を強化するため、浄化槽設置者講習会を毎月1回開催し、浄化槽法に定められている管理者の義務（保守点検・清掃・法定検査）や管理・使用にあたっての留意事項等の説明を行っている。なお、同講習会は浄化槽の新規設置者及び受講を希望する者を対象としている。

イ 廃棄物

廃棄物の適正処理を図るために、昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）は、不適正処理、不法投棄の多発及びごみの減量化などの課題に対応するため、施行後より設置基準や維持管理基準、罰則等について大幅な強化が図られてきている。

また、循環型社会の形成に向け、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「グリーン購入法」が制定・施行されている。

北部保健所管内においては、その地域の大部分に山林が存することから不法投棄が発生しやすい地域となっており、管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を設置するなどし、各市町村や警察等関係機関と連携した取り組みを行っている。

また、廃棄物監視指導員として警察官OB2名を配置し、不法投棄等パトロールの強化を図っている。

(2) 浄化槽

ア 浄化槽設置届出

浄化槽法では、浄化槽を設置する際の保健所への届出（但し、建築確認申請等を行う場合は建築主事へ浄化槽設置計画書を提出）を義務づけている。当所では、同届出書及び建築主事より送付される同計画書に係る手続きを行っている。管内における届出状況は表1のとおり。

表1 浄化槽設置計画書届出件数(合計301件)

令和2年度

人槽	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
5~20	139	11	10	7	65	41	9	0	0	282
21~50	0	0	0	0	2	2	1	0	0	5
51~	5	1	2	1	3	1	1	0	0	14
計	144	12	12	8	70	44	11	0	0	301

イ 浄化槽保守点検業者登録件数

表2 市町村ごとの登録数

令和2年度末現在

	営業所所在地									計
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	
登録件数	5	1	1	0	4	3	3	2	1	20

ウ 浄化槽設置者講習会開催状況

平成21年度より、各保健所にて月1回、浄化槽設置者講習会を開催している。その目的は、浄化槽設置者へ設置前に講習会を受講してもらうことにより、浄化槽に関する知識や法令を周知することである。本講習会の受講済証は浄化槽設置届・設置計画書への必要添付書類となっている。北部保健所における浄化槽設置者講習会の開催数と受講者数は表3のとおり。

表3 浄化槽設置者講習会開催数及び受講者数（平成23年～令和2年度）

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	計
開催数(回)	12	12	12	12	12	12	12	12	11	7	114
受講者(人)	256	233	313	201	225	269	271	336	300	188	2,592

(3) 廃棄物

ア 一般廃棄物処理施設の整備状況

管内の各市町村において、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、及び再資源化施設等の一般廃棄物処理施設を整備し、取組みを進めている。

イ 産業廃棄物の処理状況

(ア) 産業廃棄物処理業の許可状況

廃棄物処理法第12条第1項において、事業者はその産業廃棄物を自ら処理（産廃業者へ委託処理も可）しなければならないことが定められている。また、産業廃棄物の適正処理を確保するために、その収集・運搬や処分を業として行う者は、廃棄物処理法に定める資格・設備基準を満たした上で、県知事の許可が必要である。管内における産業廃棄物処理業の許可状況は表4のとおりである。

表4 産業廃棄物処理業の件数(単位:件)

令和2年度末現在

事業場所在地 許可業種	事業場所在地										計
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	県外	
産業廃棄物収集運搬業	53	3	8	0	7	12	7	1	1	1	93
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	3	0	0	0	0	1	1	0	0	1	6
産業廃棄物処分業	11	0	2	0	1	4	1	0	0	0	19

(イ) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条において、一定規模以上の処理能力を有する処理施設の設置については、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする土地を管轄する県知事の許可を受けなければならないと定められている。管内における産業廃棄物処理施設の設置状況は表5のとおりである。また、事業活動によって生じた産業廃棄物を再生利用する事業者数は表6のとおりである。

表5 産業廃棄物処理施設の設置件数(単位:件)

令和2年度末現在

処理施設の種類	事業場所在地					計	
	名護市	大宜味村	今帰仁村	本部町	伊江村		
汚泥の脱水施設 (令第7条第1号)	6	0	0	0	0	6	
汚泥の焼却施設 (令第7条第3号)	1	0	0	0	0	1	
廃油の焼却施設 (令第7条第5号)	1	0	0	0	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設 (令第7条第7号)	2	0	0	0	0	2	
廃プラスチック類の焼却施設 (令第7条第8号)	1	0	0	0	0	1	
破 碎 施 設 (令第7条第8号の2)	木くず	5	0	0	1	0	6
	がれき類	7	1	1	3	1	13
産業廃棄物の焼却施設 (令第7条13の2号)	1	0	0	0	0	1	
安定型最終処分場 (令第7条14号ロ)	0	0	0	1	0	1	
管理型最終処分場 (令第7条14号ハ)	1	0	0	0	1	2	

表6 再生利用業(単位：件)

令和2年度末現在

	再生活用業	再生輸送業	計
名護市	1	2	3

ウ 自動車リサイクル法の施行状況

使用済みとなった自動車(廃車)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき、金属類や廃プラスチック類などに分別され再資源化(リサイクル)されている。同法では再資源化に関連する業種を以下のとおり定めて都道府県知事の登録・許可制度とし、適正な処理の推進を図っている。管内各市町村ごとの登録・許可事業所数は表7のとおりである。

- ①引取業者……………所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類の有無の確認を行う。
- ②フロン類回収業者…エアコンディショナー等に使用されているフロン類の回収を行う。
- ③解体業者……………エアバッグ類の回収、バッテリーやタイヤの取り外し、廃油等の抜き取りを行う他、有用部品を取り外しリサイクル(再販)を行う。
- ④破砕業者……………自動車を破砕し、金属類やプラスチック類等に分別し再資源化を行う。

表7 自動車リサイクル法の許可及び登録事業場数(単位：件)

令和2年度末現在

事業場所在地 業種		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
		登録制	引取業	33	2	1	1	8	7	3	1
	フロン類回収業	11	0	0	0	1	1	2	1	1	17
許可制	解体業	7	0	0	0	0	0	2	0	0	9
	破砕業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

エ 行政の対応状況

産業廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、排出事業者に対する監視指導を行っている。

表 8 廃棄物処理業者等監視指導実施の状況（単位：件）

令和 2 年度

	実施回数						総数
	産業廃棄物排出事業者	産業廃棄物処理業者	一般廃棄物処理施設	自動車リサイクル業者	建設リサイクル関連業者	P C B 特措法関連	
監視件数	90	204	4	42	454	90	884

表 9 法に基づく行政指導の状況（単位：件）

令和 2 年度

	立入検査	
	廃棄物処理法第19条第1項	排出事業者
産業廃棄物処理業者		86
一般廃棄物処理施設		2
自動車リサイクル法第131条第1項	自動車リサイクル法関連事業者	13
建設リサイクル法第43条第1項		3
P C B 特措法第18条第1項		15

7 環境保全業務

(1) 概要

ア 環境保全対策

環境関係法令（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例等）により規定された施設の設置や作業等を行う者は、事前の届出が義務づけられており、保健所ではその審査を行っている。また、必要に応じて立入等行い、各法令の基準を満たしていない場合は指導を行っている。

イ 公共用水域水質調査

北部保健所では、水質測定計画に基づき、7河川（満名川、羽地大川、我部祖河川、汀間川、源河川、平南川、大保川）の水質検査を行っている。

水質測定計画に基づく7河川22測定地点のうち11地点は環境基準点であり、令和2年度においては、すべての環境基準点で環境基準を達成した。

ウ 水浴場水質調査

年間利用者数が1万人以上の海水浴場のうち、奥間ビーチ、ブセナビーチの2箇所について、遊泳期間前（4月・5月）・遊泳期間中（7月・8月）に水質調査を行った。判定は全水浴場で両期間とも「適」であった。

エ 特定事業場立入調査

水質汚濁防止法により規定される特定事業場に対し、保健所は立入調査、及び排水の水質検査を実施している。排水基準値を超過した事業場に対しては指導を、汚水処理の観点から懸念事項が確認された事業場に対しては助言を行い、施設管理の徹底、及び施設使用方法の改善を求めている。

オ 赤土等流出防止

赤土等流出防止条例に基づき、一団の土地（1,000㎡以上）の事業行為をしようとする者は、知事への届出・通知が義務づけられている。令和2年度の届出・通知件数は130件であった。

カ 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている操業中の工場又は事業場の敷地等にあつては900㎡以上）の土地の形質の変更にあたっては、30日前の県への届出が義務づけられている。令和2年度の届出件数は56件であった。

キ フロン対策

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への放出を抑制するため、平成27年から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が施行されている。

同法に基づき、フロン類の充填・回収を行おうとする者は都道府県知事の登録が必要とな

り、当保健所において管内の登録業務を行っている。

(2) 公共用水域の水質調査結果

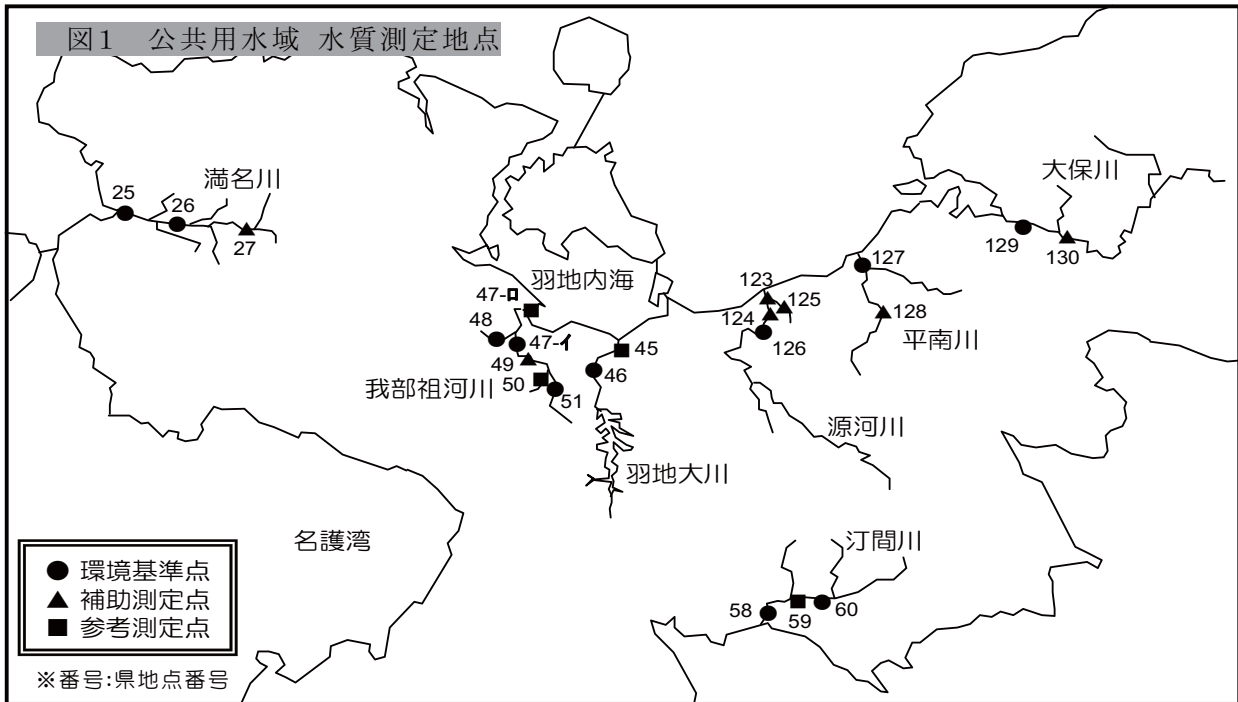


表 1 環境基準点におけるBOD75%値(令和2年度)

河川名	類型	基準値	県地点番号	測定回数	地点名	BOD 75%値	判定
満名川	A	2	25	6	渡久地橋	0.8	適
			26	6	伊野波川合流点	1.1	適
羽地大川	A	2	46	6	名護市取水場	0.7	適
我部祖河川	A	2	51	12	石橋(山田橋)	1.9	適
			47-イ	12	奈佐田川合流点から上流100m	1.3	適
			48	12	奈佐田川合流点から支流上流100m	0.5	適
汀間川	A	2	58	12	嘉手苅橋から上流200m	0.9	適
			60	6	三原橋	1.4	適
源河川	A	2	126	6	取水場	<0.5	適
平南川	A	2	127	6	アザカ橋下流30m	1.2	適
大保川	A	2	129	6	田港橋	1.0	適

※BOD(生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量のこと、水の汚れの度合いを示し値が大きいほど水が汚れていることを示す。

※75%値とは、測定回数の75%番目の測定値のこと、平均値のように最大値、最小値に影響されないという点で、環境基準値達成状況の評価に用いられる。

※補助測定点、参考測定点の結果は省略(沖縄県環境保全課発行「令和2年度水質測定結果」に詳細が掲載)。

(3) 海水浴場の水質状況

表2 遊泳期間前の海水浴場の水質調査結果(4月・5月)

令和2年度

海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	判定
奥間ビーチ	<2	1.3	>1	無	水質AA
ブセナビーチ	<2	1.3	>1	無	水質AA

表3 遊泳期間中の海水浴場の水質調査結果(7月・8月)

令和2年度

海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	判定
奥間ビーチ	<2	1.7	>1	無	水質AA
ブセナビーチ	<2	1.0	>1	無	水質AA

(4) 特定事業場の立入調査実施状況

表4 特定事業場の立入調査実施件数

令和2年度

	特定事業場	調査事業場	違反指導
総数	324	25	0

(5) 届出対象施設の届出状況

表5 届出対象施設の届出数(水質汚濁防止法関係)

令和2年度

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
設置届	3	1	0	0	1	1	0	0	0	6
変更等届・承継届	14	2	1	2	1	4	0	0	3	27
廃止届	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

表6 届出対象施設の届出数(大気汚染防止法関係)

令和2年度

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
設置届	4	0	0	0	0	1	0	1	0	6
変更等届・承継届	6	0	0	1	0	1	0	0	0	8
廃止届	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

表7 届出対象の届出数(県生活環境保全条例関係)

令和2年度

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
設置届	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
変更等届・承継届	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
廃止届	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4

(6) 赤土等流出防止条例について

ア 赤土等流出防止条例に基づく届出・通知

赤土等流出防止条例(以下、「条例」という。)は、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的としている。

(ア) 届出について

条例第6条の規定により、特定事業行為者(1,000㎡以上の一団の土地について事業行為をするもの)は規則で定める事項について知事に届け出る義務がある。

(イ) 通知について

条例第9条の規定により、国、県等の地方公共団体が1,000㎡以上の一団の土地について事業行為を行おうとするときは、知事に通知することとされている。

表8 届出・通知状況 令和2年度

事業種	件
道路改良工事	17
農地造成工事	2
農道工事関係	6
宅地造成工事	2
施設用地造成	22
ダム工事関係	1
林道工事関係	0
ゴルフ場造成	0
護岸工事関係	3
河川工事関係	5
草地造成関係	0
排水工事関係	0
磁気探査	0
その他	72
合計	130

表9 届出・通知状況(市町村別) 令和2年度

市町村名	届出(民間)	通知(公共)	合計
名護市	33	42	75
国頭村	2	4	6
大宜味村	0	5	5
東村	2	4	6
今帰仁村	2	1	3
本部町	9	9	18
伊江村	1	7	8
伊平屋村	0	3	3
伊是名村	0	6	6
合計	49	81	130

イ 事業行為等に対する監視・指導

保健所では届出または通知のあった事業等に対する監視・指導、及び降雨時における赤土等の流出源調査を行っている。

表10 事業行為等に対する監視・指導等の件数

令和2年度

	監視回数	注意指導	文書指導	行政処分	告発
届出事業(民間)	38	16	0	0	0
	監視回数	注意指導	文書協議	改善申入	公表措置
通知事業(公共)	5	3	0	0	0
	監視回数	注意指導	文書指導	行政処分	
その他※	24	10	0	0	

※既存農地、違反開発事業、河川・海域等

(7) フロン対策

クーラーの冷媒などに使用されているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、大気中への放出を抑制する必要がある。

このため「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）」では、業務用冷凍空調機器などが解体される際にフロン類が確実に回収・破壊されるよう様々な義務・遵守事項を定めている。

同法においてフロン類の充填や回収を行おうとする者に都道府県知事の登録（第一種フロン類回収業）を義務づけており、当保健所において管内の登録業務を行っている。

表11 第一種フロン類充填・回収業者登録業者数(単位：件)

令和2年度末現在

	事業所所在市町村									計
	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	
登録事業所数	8	0	0	0	1	2	0	0	0	11

(8) 石綿（アスベスト）対策

石綿は過去に建築資材等の用途で広く使用された。現存する施設等の解体等により飛散した石綿を吸入することで生じる健康障害を防ぐために、大気汚染防止法では特定粉じん排出等作業（吹きつけ石綿等の除去等）についての作業基準等が定められている。また、県では平成28年度より沖縄県生活環境保全条例において作業基準等の適用範囲を拡大している。

県では、特定粉じん排出等作業実施届出があった作業現場への立入検査及び無届工事のパトロールを行い、作業基準の遵守状況等の確認を行っている。

表12 特定粉じん排出等作業実施届出等の件数

令和2年度

	届出件数	立入件数	違反指導件数
大気汚染防止法	2	1	0
沖縄県生活環境保全条例	67	33	0